

富山市立図書館視聴覚資料収集要綱（内規）

平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 1 日

（基本方針）

第 1 条 富山県関係資料を中心に、調査・研究に役立つもの、一定の評価が定まっているもの、長期的に利用が見込めるものを収集する。

（範囲）

第 2 条 収集する資料の種類は、次のものとする。

- (1) 映像資料とは、映像と音声の記録で、装置を使用して再生するものを言う。
 - ア. DVD（デジタル・ヴァーサタイル・ディスク）
 - イ. その他、これに類するもの
- (2) 音声資料（録音資料）とは、映像を伴わない音のみの記録で、装置を使用して再生するものを言う。
 - ア. CD（コンパクト・ディスク）
 - イ. その他、これに類するもの
- (3) レーザー・ディスク（LD）、ビデオテープ（VT）、レコード、カセットテープは、富山県関係資料など特別な理由がない限り収集しない。

（種類別収集方針）

第 3 条 映像資料については、次のものを収集する。

- (1) 郷土に関する資料
積極的に収集する。
- (2) 生涯学習・趣味に関する資料
市民の生涯学習の一助となる教養・芸術的な資料価値を持つもの、調査・研究に役立つもの等を収集する。

第 4 条 音声資料（録音資料）については、次のものを収集する。

- (1) 郷土に関する資料
積極的に収集する。
- (2) クラシック音楽
 - ア. 名曲として評価の定まっている作品を収集する。
 - イ. 著名な作曲家や演奏家の代表的な作品を収集する。
- (3) ポピュラー音楽
名曲として評価の定まっている作品および評価の高いアーティストの作品を収集する。
- (4) その他の音楽で評価の高い作品を収集する。
- (5) 音楽以外の資料で評価の高いものを収集する。

(収集の基準)

第5条 収集の具体的な基準は、別紙「富山市立図書館資料収集に関わる指針」による。

附則 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。